



2025 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 : フ ロ イ ン ト 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 伏 島 巖
(コード番号: 6312 東証スタンダード)
問 合 せ 先 : 取 締 役 管 理 本 部 長 関 和 宏 昭
電 話 : (03) 6890-0750 (代表)

(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について

当社が 2025 年 7 月 14 日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(2025 年 7 月 15 日付で公表いたしました「(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について」、2025 年 8 月 8 日付で公表しました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」及び 2025 年 8 月 27 日付で公表しました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」による変更を含みます。)について、一部変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所につきましては、下線を付しております。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

本「(2) 意見の根拠及び理由」の記載のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本日現在において、当社の代表取締役である伏島巖氏が、その発行済株式の全てを所有する株式会社であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している当社を非公開化し、最終的に公開買付者及び本不応募合意株主（以下に定義します。以下同じです。）のみが当社の株主となる状態を実現することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施し、当社株式の取得及び保有を主たる目的として、2025 年 6 月 4 日に設立され、伏島巖氏が代表取締役を務める会社とのことです。なお、公開買付者の設立時の株主は、仲鉢也寸志氏であったところ、2025 年 7 月 11 日付で公開買付者の発行済株式の全てを伏島巖氏に譲渡し、本日現在、仲鉢也寸志氏は公開買付者の株式を保有していないとのことです。また、公開買付者の設立時の代表取締役は仲鉢也寸志氏であったところ、2025 年 7 月 11 日付で同氏が代表取締役の地位を辞任し、伏島巖氏が公開買付者の代表取締役に就任しているとのことです。なお、本日現在、公開買付者は、当社株式を所有していませんが、伏島巖氏は当社株式315,928株（注2）（所有割合：1.87%（注3））を所有しているとのことです。

<中略>

なお、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025 年 7 月 14 日付で、カナメ・キャピタル・エルピーがインベストメント・マネージャーを務める J A V F との間で、応募契約（以下「本応募契約（J A V F）」といいます。）を締結し、J A V F が所有する当社株式（以下「本応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨を合意したとのことです。その後、公開買付者は、2025 年 7 月 29 日に、カナメ・キャピタル・エルピーから、牧寛之氏からカナメ・キャピタル・エルピーに対して本応募合意株式を取得することについての提案がなされた旨の連絡を受け、2025 年 8 月 1 日に、カナメ・キャピタル・エルピーから公開買付者に対し、牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却するため、本応募契約（J A V F）の規定に従い、同契約を解除する旨の意向が示されたとのことです。その後、公開買付者は、2025 年 8 月 4 日に牧寛之氏が提出した変更報告書において、J A V F が牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却した事実を確認したとのことです。なお、本日現在における牧寛之氏の所有株式数は 5,164,100 株（所有割合：30.50%）とのことです。

公開買付者は、本日現在において本公開買付け価格の引き上げを予定しておらず、それを前提に、牧寛之氏との間で、同氏の保有する当社株式を対象とする応募契約を締結する方向で協議を継続しているとのことです。

さらに、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025 年 7 月 14 日付で、当社の第 2 位株主である伏島揺光社（所有株式数：1,648,000 株、所有割合：9.73%）、当社の第 4 位株主であり当社の創業者であり現相談役及び伏島巖氏の父である伏島靖豊氏（所有株式数：1,217,900 株、所有割合：7.19%）、当社の代表取締役である伏島巖氏（所有株式数：315,928 株、所有割合：1.87%）及び当社の第 7 位株主であり当社の業務提携先である株式会社大川原製作所（所有株式数：673,600 株、所有割合：3.98%）（以下、伏島揺光社、伏島靖豊氏、伏島巖氏及び株式会社大川原製作所を総称して、「本不応募合意株主」又は「伏島氏ら」といいます。）との間で、本不応募合意株主それぞれが所有する当社株式の全て（合計：3,855,428 株、所有割合：22.77%。以下「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会（下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義します。以下同じです。）において本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）に関連する各議案に賛成する旨を書面で合意しているとのことです。また、本スクイーズアウト手続として行われる当社株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力発生前に公開買付者の判断に応じて、公開買付者は、本不応募合意株主との間で当社株式についての消費貸借契約を締結して本貸株取引（以下に定義します。以下同じです。）を行う旨も書面で合意しているとのことです（これらの合意を総称して、以下「本不応募契約」といいます。）。本不応募契約の詳細につきましては、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

これにより、本公開買付けが成立した場合、当社の株主は、（i）下記買付予定数の下限に相当する当社株式 7,408,300 株（所有割合：43.76%）以上を所有する公開買付者、（ii）本不応募合意株主（所有割合：22.77%）及び（iii）本公開買付けに応募しなかった当社の株主（ただし、公開買付者及び本不応募合意株主を除きます。）となる予定とのことです。そして、本公開買付け成立後に実施を予定している本スクイーズアウト手続及びその後の本貸株取引の解消により、（i）公開買付者及び（ii）本不応募合意株主のみが当社の株主となることを予定しているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて 7,408,300 株（所有割合：43.76%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（7,408,300 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方で、本公開買付けは当社株式を非公開化することを目的としているため、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,408,300 株）以上である場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

なお、買付予定数の下限（7,408,300 株）は、本基準株式数（16,929,628 株）に係る議決権数

(169,296 個)に3分の2を乗じた数(112,864 個)(小数点以下を切り上げております。)より、本譲渡制限付株式のうち伏島巖氏を除く、当社取締役が所有している株式数(合計 22,803 株、所有割合:0.13%)に係る議決権数の合計(227 個)(注4)及び本不応募合意株主が所有する本不応募合意株式に係る議決権数の合計(38,554 個)を控除した議決権数(74,083 個)に、当社の単元株式数である100 株を乗じた株式数であり、かつ下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を満たす買付予定数の下限の設定」のマジョリティ・オブ・マイノリティの条件を満たす数以上としているとのことです。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本取引においては当社株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることを踏まえ、本取引を確実に実施できるように設定したものとのことです。なお、本不応募合意株式については、本不応募合意株主との間で本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨の合意が成立しているため、上記の議決権数の算定において控除されているとのことです。また、本公開買付けの公表時点では、マジョリティ・オブ・マイノリティの条件を満たすために、買付予定数の下限を 7,499,301 株に設定していたものの、JAVF が本応募契約(JAVF)を解除したことにより、マジョリティ・オブ・マイノリティの条件を満たすために必要な株式数が 6,537,101 株(本基準株式数(16,929,628 株)から本不応募合意株式(3,855,428 株)を控除した株式数の過半数に相当する株式数)に引き下がり、その結果、本公開買付け成立後に公開買付者及び伏島氏らが所有する当社の議決権が当社の総議決権数の3分の2以上となるために必要な株式数(7,408,300 株)を下回ることとなったため、かかる株式数に合わせて、買付予定数の下限を 7,408,300 株に変更するに至ったとのことです。

<中略>

その後、公開買付者は、2025 年 7 月 15 日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025 年 8 月 27 日、本公開買付けにおける買付等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)を 2025 年 9 月 30 日まで延長(以下「本公開買付期間延長」といいます。)

し、合計 52 営業日とすることを決定したとのことです。

なお、本書提出日現在、公開買付者において、本公開買付価格を引き上げる予定はないとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本日現在において、当社の代表取締役である伏島巖氏が、その発行済株式の全てを所有する株式会社であり、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している当社を非公開化し、最終的に公開買付者及び本不応募合意株主(以下に定義します。以下同じです。)のみが当社の株主となる状態を実現することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)を実施し、当社株式の取得及び保有を主たる目的として、2025 年 6 月 4 日に設立され、伏島巖氏が代表取締役を務める会社とのことです。なお、公開買付者の設立時の株主は、仲鉢也寸志氏であったところ、2025 年 7 月 11 日付で公開買付者の発行済株式の全てを伏島巖氏に譲渡し、本日現在、仲鉢也寸志氏は公開買付者の株式を保有していないとのことです。また、公開買付者の設立時の代表取締役は仲鉢也寸志氏であったところ、2025 年 7 月 11 日付で同氏が代表取締役の地位を辞任し、

伏島巖氏が公開買付者の代表取締役役に就任しているとのことです。なお、本日現在、公開買付者は、当社株式を所有していませんが、伏島巖氏は当社株式 316,028 株（注2）（所有割合：1.87%（注3））を所有しているとのことです。

＜中略＞

なお、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025 年 7 月 14 日付で、カナメ・キャピタル・エルピーがインベストメント・マネージャーを務める J A V F との間で、応募契約（以下「本応募契約（J A V F）」といいます。）を締結し、J A V F が所有する当社株式（以下「本応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨を合意したとのことです。その後、公開買付者は、2025 年 7 月 29 日に、カナメ・キャピタル・エルピーから、牧寛之氏からカナメ・キャピタル・エルピーに対して本応募合意株式を取得することについての提案がなされた旨の連絡を受け、2025 年 8 月 1 日に、カナメ・キャピタル・エルピーから公開買付者に対し、牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却するため、本応募契約（J A V F）の規定に従い、同契約を解除する旨の意向が示されたとのことです。その後、公開買付者は、2025 年 8 月 4 日に牧寛之氏が提出した変更報告書において、J A V F が牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却した事実を確認したとのことです。なお、本日現在における牧寛之氏の所有株式数は 5,164,100 株（所有割合：30.50%）とのことです。

公開買付者は、本日現在において本公開買付け価格の引き上げを予定しておらず、それを前提に、牧寛之氏との間で、同氏の保有する当社株式を対象とする応募契約を締結する方向で協議を継続しており、おり、2025 年 9 月[29]日現在においても引き続き協議中であるとのことです。

さらに、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025 年 7 月 14 日付で、当社の第 2 位株主である伏島揺光社（所有株式数：1,648,000 株、所有割合：9.73%）、当社の第 4 位株主であり当社の創業者であり現相談役及び伏島巖氏の父である伏島靖豊氏（所有株式数：1,217,900 株、所有割合：7.19%）、当社の代表取締役である伏島巖氏（所有株式数：316,028 株、所有割合：1.87%）及び当社の第 7 位株主であり当社の業務提携先である株式会社大川原製作所（所有株式数：673,600 株、所有割合：3.98%）

（以下、伏島揺光社、伏島靖豊氏、伏島巖氏及び株式会社大川原製作所を総称して、「本不応募合意株主」又は「伏島氏ら」といいます。）との間で、本不応募合意株主それぞれが所有する当社株式の全て（合計：3,855,528 株、所有割合：22.77%。以下「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会（下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義します。以下同じです。）において本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）に関連する各議案に賛成する旨を書面で合意しているとのことです。また、本スクイーズアウト手続として行われる当社株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力発生前に公開買付者の判断に応じて、公開買付者は、本不応募合意株主との間で当社株式についての消費貸借契約を締結して本貸株取引（以下に定義します。以下同じです。）を行う旨も書面で合意しているとのことです（これらの合意を総称して、以下「本不応募契約」といいます。）。本不応募契約の詳細につきましては、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

これにより、本公開買付けが成立した場合、当社の株主は、（i）下記買付予定数の下限に相当する当社株式 7,408,200 株（所有割合：43.76%）以上を所有する公開買付者、（ii）本不応募合意株主（所有割合：22.77%）及び（iii）本公開買付けに応募しなかった当社の株主（ただし、公開買付者及び本不応募合意株主を除きます。）となる予定とのことです。そして、本公開買付け成立後に実施を予定している本スクイーズアウト手続及びその後の本貸株取引の解消により、（i）公開買付者及び（ii）本不応募合意株主のみが当社の株主となることを予定しているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて 7,408,200 株（所有割合：43.76%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（7,408,200 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方で、本公開買付けは当社株式を非公開化することを目的としているため、公開買付者は、

本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,408,200株）以上である場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

なお、買付予定数の下限（7,408,200株）は、本基準株式数（16,929,628株）に係る議決権数（169,296個）に3分の2を乗じた数（112,864個）（小数点以下を切り上げしております。）より、本譲渡制限付株式のうち伏島巖氏を除く、当社取締役が所有している株式数（合計22,803株、所有割合：0.13%）に係る議決権数の合計（227個）（注4）及び本不応募合意株主が所有する本不応募合意株式に係る議決権数の合計（38,555個）を控除した議決権数（74,082個）に、当社の単元株式数である100株を乗じた株式数であり、かつ下記「（6）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）を満たす買付予定数の下限の設定」のマジョリティ・オブ・マイノリティの条件を満たす数以上としているとのことです。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本取引においては当社株式を非公開化することを目的としているところ、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることを踏まえ、本取引を確実に実施できるように設定したものととのことです。なお、本不応募合意株式については、本不応募合意株主との間で本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨の合意が成立しているため、上記の議決権数の算定において控除されているとのことです。

<中略>

その後、公開買付者は、2025年7月15日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年8月27日、本公開買付けにおける買付等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）を2025年9月30日まで延長（以下「本公開買付け期間延長」といいます。）し、合計52営業日とすることを決定したとのことです。

さらに、公開買付者は、2025年9月29日、本公開買付け期間を2025年10月14日まで延長し、合計61営業日とすることを決定したとのことです。

なお、本書提出日現在、公開買付者において、本公開買付け価格を引き上げる予定はないとのことです。

<後略>

（6）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑨ 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

（訂正前）

法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、公開買付者は、公開買付け期間を、52営業日に設定しているとのことです。公開買付け期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付け期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

(訂正後)

法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、公開買付者は、公開買付期間を、61 営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

以 上